

## 木津川市教育委員会会議録

平成30年第6回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成30年7月5日（木） 午前9時30分から午前11時23分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-2会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、藤岡教育部次長兼学校教育課長、西村社会教育課長、  
肥後文化財保護課長、大内社会教育課担当課長  
（欠 席）遠藤理事、志賀理事

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長  
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認  
教育長が、第5回定例会議の会議録の承認について提案された。  
事務局が1ページの2. 学校長あいさつ中の生徒数の修正を申し入れた。  
修正を了承の上、委員より異議なく承認された。

3. 教育長報告（平成30年6月7日～平成30年7月5日）  
（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。  
中でも次の点について、詳細の説明があった。  
・6月は市議会が主であった。  
・6月10日に第30回山城なぎなた記念大会が中央体育館で開催された。  
・7月1日に木津川市少年少女合唱団10周年記念演奏会がアスパアやましろで開催された。

4. その他  
（1）今後の行事予定について  
事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

（2）大阪北部地震における教育委員会所管施設等の被害状況等について

事務局が、資料に基づき教育委員会所管施設等の被害状況等を報告した。

〔説明〕

平成30年6月18日午前7時58分頃に発生した大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震による施設等の被害状況を報告する。

学校教育施設については、地震発生翌日の6月19日に幼稚園3園、小学校13校、中学校5校の敷地内の施設について、現状の目視調査を行った。

幼稚園1園、小中学校4校の施設で危険又は基準を満たしていないと思われる施設を確認した。

木津幼稚園では、隣地の神社との境にあるブロック塀が、基準を満たしているものの一部に傾きがある。

次に木津小学校では、ごみ置き場のブロック塀の上に鉄骨造の屋根が乗せてある。構造上の不安があるので撤去対象とする。また、グラウンドに設置されている投的板の高さが2.6mあり、ブロック塀の高さの基準である最大2.2mを超過している。この投的板については、今週末に取り壊す予定である。

次に木津第二中学校では、プールの外壁部分が下の擁壁部分と上のブロック塀の部分を併せると高さの基準を超過する。この施設は、施工方法について検討中である。

次に木津川台小学校では、投的板が高さの基準を満たしているものの控壁の高さが不足しているため、撤去する。

次に棚倉小学校では、投的板の高さは基準を満たしているが、控壁の高さが不足しているため撤去を検討している。また、正門隠しについても控壁が設置されていないため撤去対象としている。加えてプールの外壁についても高さの基準を超過しているため撤去対象としている。

そして、学校教育施設に加えて、通学路における危険な構造物について、グリーンラインが設置されている通学路を主としてコンクリートブロック等の倒壊の恐れが無いか、高さやひび割れ、傾き等を目視で確認した。

このグリーンラインを中心とした点検においては、高さの基準を超えているものや傾きのあるブロック塀などは発見されなかった。

今後は、各学校で下校指導等の時間を活用して、全通学路の点検を行っていく。

この点検では、ブロック塀等に限らずに他の危険な構造物や危険な箇所、交通安全上の注意を要する箇所などを通学路マップの中に落とし込み、情報共有を図る対策を講じていく。

次に社会教育施設で、中央体育館に被害があった。

躯体である壁と屋根部材の梁の隙間を埋めていた目地モルタルの一部が割れて落下し、アリーナ床が損傷した。

直ちに中央体育館の利用を停止し、翌日に市ホームページで周知を行った。

天井に残る目地モルタルの撤去と床修理を手配するとともに、影響が無かった会議室と

トレーニングルーム等は、7月1日から利用を再開している。

また、資料にはないが、スポーツセンター西側にブロック塀があり、控壁が設置されておらず危険であるので、撤去若しくはやり替えを検討している。

加えて、中央図書館の駐輪場への進入部分にある隣家と接するブロック塀に控壁が設置されておらず、対応を検討中である。

次に文化財の被害について報告する。

国指定文化財では、国宝である海住山寺五重塔の相輪につるされている36個の風鐸の内の1つが落下した。他の風鐸の状況を確認の上、対応を検討する。

重要文化財である小林家住宅の北側軒先の漆喰の一部が剥落したが、文化財に与える影響は少ない。

府暫定登録文化財の海住山寺稻荷社の屋根瓦がずれており、修理方法を検討中である。

未指定文化財では、神童子役行者像の手首が脱落、海住山寺寺墓の十三重石塔の相輪落下、板碑倒壊があり修理方法を検討中である。

また、地震後の6月20日夜の豪雨により海住山寺防災道路法面が崩落し、府教委文化財保護課建造物担当と現地を確認して対応を協議中である。

#### 【質疑応答】

委員：ブロック塀の撤去費用はどれ位かかるのか。

事務局：市全体で2,500万円程度と見込まれる。

事務局：撤去のみか撤去後にフェンス等の復旧が必要か等の様々な方法が考えられる。安全を第一義として工法を検討するので、経費としては、まだ見えてこない。

委員：ブロック塀の上だけをとるといった方法もあるのか。

事務局：高さの基準を満たしていないだけであればそういった方法もある。

委員：撤去後は、塀などを復旧するのか。

事務局：必要な場所は復旧する。投的板は撤去のみだが、プールの部分などはフェンスにするのか又は目隠しが必要か等の検討が必要である。

現在、プールは授業で使用しているので、バリケード等で近づけないようにして夏休みに工事着手できるように検討中である。

教育長：プールにあるブロック塀は、砂埃を防止する用途でもあった。

委員：数年前に不審者対策などでフェンスやブロック塀で塞いできた経過があるので、その場当たりの対応ではいけない。

プールについても外部から侵入してきてプールに入ったりされたので、塀を高くしたり鉄条網を付けたりの対策をしてきた。塀を低くすればまたそういった事が起こるのではないか。

教育長：撤去工事はいつからか。

- 事務局：投的板の撤去を7月7日から施工する。
- 委員：通学路にあるブロック塀は民間なので何もできないのか。
- 教育長：通学路の対応について詳しく説明を願う。
- 事務局：地震後に点検した内容は、グリーンラインを中心に背の高いブロック塀が無いかやひび割れや傾きが無いかを点検した。  
点検において危険な箇所は無かった。  
今後は、全ての学校で下校指導等の際に通学路にある危険な箇所を地図に落としていく。
- 事務局：点検すべき項目をチェックリストにして、目視で判断できるブロックの高さや亀裂、傾きが無いかを確認する。
- 教育長：事前の説明会を行うのか。
- 事務局：来週の校長会や教頭会で確認内容を周知する。
- 教育長：ブロック塀だけではなく、水路や見通しの悪い箇所等もチェックリストに加えて、すべての学校の通学路を地図上に落として、子ども達も参画しながら通学路安全マップが出来ればよい。
- 事務局：すでに学校で通学路安全マップは作られているので、その再確認も兼ねて学校の先生方には通学路を歩いていただく。  
また、中学校では通学路を指定していないが、推奨している通学ルートはあるので、中学生という年齢も考えて、自分の通学ルート中の危険箇所を自ら学校においてあるマップに落としてもらうことを考えている。
- 委員：今回の地震が午前8時前の発生であったので、子どもが学校へ通学している途中であった。親の立場からすると子供が学校へ無事に行ったか不安になる。今回の規模の地震では何とも無かったが、自宅待機の基準など保護者に対する整理はできているのか。
- 事務局：今回は震度4であった。発生が7時58分で子ども達は登校中であり、高学年が低学年を守っていたと聞いている。  
今回はそのまま登校させてグラウンドに避難させた。  
今後の対応として教育委員会から学校へ周知する予定である。  
内容としては、各学校で今回の対応をしっかり振り返り今後の対応に活かすこと。その上で避難場所や避難のタイミング、日々の避難訓練のあり方について学校内はもちろんの事、地域や保護者との連携や児童生徒の指導について改めて確認を指示するものである。  
一定の震度以上の地震が発生した場合の対応として、震度は5弱以上を設定している。  
今回の地震でもあったように通信手段が機能しないことが想定されるので、震度5弱以上の地震の場合は、学校から連絡が無くても対応はこうだという

事を前もって保護者の方にお知らせをしておく。

登校時間までに震度5弱以上の地震が発生した場合は一斉休校、休園とする。

登校・登園後に発生した場合は、保護者に迎えに来ていただく。

学校・園では、地震発生後に児童生徒・園児の安全確認や人数把握をした後に、迎えに来られた保護者に確実に引き渡す。

これらの事を学校・園・保護者の方にお知らせをする。

委員：震度5弱は、全国的な基準か。

事務局：木津川市の緊急時対応マニュアルの対応である。

今回の地震後は、携帯電話が繋がらない状況であった。保護者の方が心配されて電話をされても繋がらないことが想定できるので、事前にルールをお知らせしておく。様々な理由で保護者の方が迎えに来られないこともあるので、その間は学校で預かることを周知しておく。

### (3) 給食の安全確保について

事務局が資料に基づき説明を行った。

[説明]

6月19日に相楽幼稚園で給食の中の米飯に異物が混入していた。

灰色の固形物2つで、大きさは8×4ミリと5×3ミリ程度であった。

園児が口の中に異物を感じてすぐに吐き出した。口の中に傷等は無かった。

幼稚園への配食については、学校給食センターから副食を配送し、主食のごはんやパンは委託業者が幼稚園に直接納入している。

今回の米飯についても納入業者が食缶に入れて幼稚園に直接納入した。

発生後の対応として、園児の口内に傷がついていないことを確認した後、直ちに納入業者に異物の特定と混入経路の調査を指示した。

異物がコンクリート片の様なものであるとの報告があり、危険物の可能性があったので、翌日の20日に記者発表を行った。そして21日には山城南保健所が相楽幼稚園と加茂学校給食センターに立ち入り検査を実施した。両施設において異物が混入した可能性は極めて低いとの見解であった。更に同21日に保育園でアレルギー事故が発生したことを受けて、学校給食に携わる全職員に対して安全管理の徹底を指示した。

異物の調査結果は、塗料片と考えられるが特定には至っていない。

また、混入経路についても工場内に同種塗料の使用が認められたが、どの部分が剥離して混入したかの特定には至らなかった。

納入業者からは、全作業員に厳重注意をし、調理における安全性の確認、作業工程におけるチェック体制の強化を指示、徹底を行ったと報告を受けた。

6月28日に相楽幼稚園で再度の異物混入があった。

園児が米飯を食べている途中で食器の中に黒っぽい異物を見つけて教諭に報告した。異物は黒色の固形物で2×3ミリ程度のものであった。

給食参観中であつたので保護者からは異物を特定して欲しいとの要請があつた。

直ちに納入業者に異物の特定と混入経路の調査を指示した。また、翌日に米飯を予定していた高の原幼稚園の主食をパン食に変更するよう依頼した。

翌29日午後に（公財）京都府学校給食会から異物は、米由来のでんぷん質であり油分は含むが細菌やカビは無く人体への影響はないとの報告があつた。

7月2日付で全保護者に6月19日並びに28日の異物混入に関する調査状況を報告し、7月に提供する給食の主食はパンにすることをお知らせした。

今後の対応としては、昨年度から異物混入対策マニュアルの整備に向けて学校給食センター、幼稚園、小中学校で協議を進めており、先進地の整備事例や近隣自治体の状況を参考として、給食提供現場の意見も踏まえて統一的な対応が行えるように整備をする。

#### 【質疑応答】

教 育 長：7月は、あと何回幼稚園で給食があるのか。

事 務 局：7月は4回で、3日、5日、6日、10日である。

教 育 長：保護者からはどのような要望が出ているのか。

事 務 局：保護者からは特に意見は出ていない。

委 員 員：夏休み終了後は、米飯になるのか。

事 務 局：2学期以降については、（公財）京都府学校給食会と相談しながら対応を検討する。

教 育 長：給食のリスクについては、調理現場だけではなくて教室の中でのヒューマンエラーもある。担任が横を向いている間におかわりをしてしまう等も起きている。命に係わることなので常に慎重であるべきである。

委 員 員：保育園でもアレルギー事故が起きている。新学校給食センターに係わってもアレルギー対策をしっかりと検討していただきたい。

教 育 長：調理段階から配食段階を含めて子どもの口に入るまでのマニュアルを構築していく。

#### (4) 図書館運営について

教育長が、この件は政策形成過程の案件であるため木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第4号の規定による秘密会を提案した。併せて、会議録については、事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを提案し、賛成者の挙手を求めた。

挙手全員により秘密会及び会議録を事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを決定した。

教育長が、本件報告の間、傍聴者に退室を求めた。

〈傍聴者退室〉

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

去る6月6日の教育委員会で報告した資料に具体の数値や文言を加えている。

特に移動図書館の運営廃止について具体的に示させて頂いた。

教育委員会や図書館協議会で意見のあった移動図書館車の年齢別の利用状況について、平成29年度実績を基に数値化した。

資料にある様に0歳から12歳までの児童と30歳以上の利用が多い。学生やいわゆる働き盛りの年代の利用が少ない現状である。

また、図書館協議会では、子ども達が校区外にある奈良市北部図書館の利用することについて問題がないのかとの意見があった。小学校では校則で子どもだけで校区外に出ることを禁止している学校がある。奈良市北部図書館に近い、高の原小学校や相楽台小学校は、校則で子ども達だけで校区外に出ることを禁止している。

しかし、実態としては、学習塾等やイオンモールへ子ども達だけで出かけており、それに関しては保護者の責任の下で校区外に行っていると理解している。

次に6月6日の午後に開催した社会教育委員会では、移動図書館の廃止は木津川市行財政改革大綱に基づく事務事業の見直しによる取り組みであること、移動図書館車の老朽化から提案のとおり了解する。ただし、移動図書館廃止後の図書館利用者の利用状況を調査・把握し、木津川市内の図書館サービスの充実に取り組むことの見解が付された。

今後の予定として、7月12日の市政策会議に移動図書館の運営廃止を提案し、その後図書館条例の一部改正、条例に基づく施行規則の一部改正を進める予定である。

条例改正については、市議会9月定例会に上程し、施行を平成31年4月1日予定である。

市民への周知が必要不可欠であるので、市議会で議決後に巡回ステーションとなっている場所の管理者の方や関係各位への周知と市の広報紙やホームページを通じて市民への周知を図っていく。

市政策会議での結果を受けて、次回教育委員会に条例の一部改正を提案させていただく。

(図書館条例並びに条例施行規則の改正(案)について説明)

〈傍聴者入室〉

(5) 次期指定管理者の募集について

事務局が、資料に基づき今後のスケジュール等を報告した。

(6) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(7) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年7月31日(火)午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。